

〔判例研究〕

バーチャル YouTuber 本人（中の人）の 名誉感情侵害

（大阪地判令和 4 年 8 月 31 日判タ 1501 号 202 頁）

帷 子 翔 太

第 1 事案の概要

1 当事者等

(1) X（原告）は、バーチャル YouTuber（VTuber）事務所 A に所属して「X 1」という名称を用い、アバターを使用して、YouTube に動画を投稿するなどして、バーチャル YouTuber（VTuber）として活動する者である。X は、配信活動等を行うに当たっては、X の氏名（本名）を明らかにせず、「X 1」の名称を用い、かつ X 自身の容姿を明らかにせず架空のキャラクターのアバターを使用して YouTube への動画投稿及びツイッター（現在の名称は X）へのツイート等をしていた。

(2) Y（被告）は、X に対する下記記事（以下「本件記事」という。）の投稿（以下「本件投稿」という。）に用いられた IP アドレスを管理する特定電気通信提供者であり（令和 3 年法律第 27 号による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）所定の特定電気通信提供者。）、同 IP アドレスに割り当てられた契約書の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレスの各情報を保有している。

記

（本件記事）

スレッド名	【バーチャル YouTuber】 X 1' #95 【B】		
URL	https://〈以下略〉		
レス番号	（省略）		
投稿内容	仕方ねえよバカ女なんだから 母親がいないせいで精神が未熟なんだろう		
送信日時	2021 年 5 月 19 日（水）19:46:20		
IP アドレス	（省略）	ホスト名	（省略）

以上

2 X の請求等

X は、本件投稿により X の名誉感情が侵害されたなどと主張して、法 4 条 1 項に基づき、Y に対し、発信者情報の開示を求め、概要次のとおり主張した。すなわち、X は、本件投稿が「X 1」の名称を用いて活動する X に向けられたものであり、本件投稿は X の名誉感情を侵害するものであるから、X の権利が侵害されたことは明らかであると主張した。

3 Y の反論及び争点

Y は、X の請求に対し、本件投稿は「X 1」に対するものであるとはいえず、仮に「X 1」に対するものであるといえるとしても X に対するものであるとはいえないと主張するとともに、本件投稿は、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるともいえないと主張した。

本件における争点は、本件投稿が「X 1」かつ X に対するものであるといえるかどうか及びバーチャル YouTuber（VTuber）である X の権利侵害

(名誉感情に対する侵害)の有無である。

第2 判決の内容

1 「原告は、Aに所属し、動画配信サイトにおける配信活動等を行っている者である。原告は、配信活動等を行うに当たっては、原告の氏名(本名)を明らかにせず、『X1』の名称を用い、かつ、原告自身の容姿を明らかにせずに架空のキャラクターの-avatarを使用して、YouTubeに動画を投稿したり、ツイッターにツイートしたりしている。そして、『X1』であるとする架空のキャラクターを使用し、X1につき、X海賊団の船長であるなどのキャラクターを設定しているものの、『X1』の言動は、原告自身の個性を活かし、原告の体験や経験をも反映したものになっており、原告が『X1』という名称で表現行為を行っているといえる実態にある。」

2 「本件投稿がされたスレッドのタイトルは、『【バーチャルYouTuber】X1’#95【B】』であり、同スレッドは、X1’についての話題を投稿するために設けられたものである。そして、X1’は、令和3年5月17日、体調不良で休養する旨のツイートをした後、ツイッターへの投稿を一時的に中止したところ、同月19日、上記スレッドに『もうとくに体調は戻ってるんじゃない? 一度配信から離れたくなったんだろう リツイートしてるのは俺らへの義理だと思っぜ』との投稿がされ(レス番号871)、これを受け、『いやマジでリツイート出来る余裕あるなら近況報告くらいツイートしろや、なに捻くれてんねん。一連の行動が避難(注:非難の誤記と思われる。)を受けたのは身鎧だろ 課金してる連中に申し訳無い気持ちねーの?』との投稿がされ(レス番号873)、この投稿に対し、本件投稿、すなわち、『仕方ねえよバカ女なんだから 母親がいないせいで精神が未熟なんだろ』との投稿(レス番号

874)がされたという経緯をも踏まえれば、本件投稿は、『X1』の名称で活動する者に向けられたものであると認められる。」

3 「本件投稿の内容は、『仕方ねえよバカ女なんだから 母親がいないせいで精神が未熟なんだろ』というものであるところ、『仕方ねえよ』という表現にとどまれば、被告が主張するように不満・愚痴という程度のものにすぎないといえるとしても、本件投稿の内容は、およそ不満・愚痴にとどまるものではなく、『X1』の名称で活動する者を一方的に侮辱する内容にほかならない。そして、『バカ女』『精神が未熟』というように分断して捉えるのではなく、本件投稿の内容を一体として捉えつつ、その表現が見下すようなものになっていることや、育成環境に問題があるかのような指摘までしていることをも踏まえれば、特段の事情のない限り、本件投稿による侮辱は、社会通念上許される限度を超えるものであると認められる。そして、上記の者が挑発的な言動に及んだことが原因となって本件投稿がされたなどの特段の事情があると認めるに足りる証拠はない。」

4 上記1及び2「によれば『X1』としての言動に対する侮辱の矛先が、表面的には『X1』に向けられたものであったとしても、原告は、『X1』の名称を用いて、-avatarの表象をいわば衣装のようにまとうて、動画配信などの活動を行っているといえること、本件投稿は『X1』の名称で活動する者に向けられたものであると認められることからすれば、本件投稿による侮辱により名誉感情を侵害されたのは原告であり、当該侮辱は社会通念上許される限度を超えるものであると認められるから、これにより、原告の人格的利益が侵害されたというべきである。」

第3 本判決の検討

1 本判決の意義等⁽¹⁾

本判決は、Xが、「X 1'」の名称を用い、かつ、X自身の容姿を明らかにせずに架空のキャラクターのアバターを使用して、YouTubeに動画を投稿したり、ツイッターにツイートするなどしていたところ、「X 1'」を誹謗中傷する本件記事の本件投稿が、架空のキャラクターのアバター「X 1'」で活動するXに向けられたものであり、かつXの名誉感情を侵害しているとして、人格的利益の侵害を肯定したものである。

インターネットは、多様なコミュニケーション、情報発信等を可能にし、今日においては、重要な社会基盤となっており、近時は、スマートフォン等の普及とともに、SNS等のソーシャルメディアの利用が急速に拡大し、個人による表現活動がより身近なものとなった。また、YouTubeなどの動画配信サービスを利用して各種コンテンツを発信する「YouTuber」のうち、生身の人間の姿ではなく、イラストやCGを元にした2Dあるいは3Dモデルによって表現されたキャラクターのアバターを通して動画配信などの活動をおこなう者は「バーチャルYouTuber」(VTuber)⁽²⁾とも呼ばれ、本名や実際の容姿を明らかにせずにキャラクターのアバターの姿を通して、動画配信などの表現活動を行っている。なお、バーチャルYouTuber（以下「VTuber」という。）の正確な定義付けは困難であるものの、

アバターを使用して動画配信サイトにおける配信活動等を行う者のことと理解されているようである。⁽³⁾

その一方で、インターネット上の表現行為については、他者を誹謗中傷する投稿、その肖像や氏名を無断で用いた投稿等の様々な問題が生じており、VTuberに対して、各種人格的利益を侵害するような誹謗中傷等も生じている。

そのような問題が生じている状況において、本判決は、本名や実際の容姿を明らかにしないVTuberに対する本件投稿が、架空キャラクターのアバターである「X 1'」の本人（中の人）の人格的利益を侵害すると認めており、今後の同種事例等において参考になるものとして、重要な意義を有すると考えられる。

2 検討順序

本稿では、まず、本判決の判断構造について検討及び分析をする。次に、本判決と同種の判例及び裁判例を踏まえて、本判決の判断構造が従前の裁判例との関係で、どのように位置づけられるのかどうかを検討する。また、これらの検討及びVTuberに対する誹謗中傷という特殊性を考慮しつつ、判断の大枠や重視される事実等について検討を試みる。本判決は、名誉感情に対する侵害が問題となったものであるが、架空キャラクターのアバターをもって表現活動を行っているVTuberに対する誹謗中傷という特殊性があるため、特に、架空キャラクターのアバターではなく、その本人（中の人）に対する行為であるといえるかどうかという点に関する分析が重要

(1) 本判決の評釈として、原田伸一郎「判批」新・判例解説watch（2023）がある。

(2) 原田伸一郎「バーチャルYouTuberの人格権・著作権人格権・実演家人格権」静岡大学情報学研究26巻53頁（2021）

(3) 匿名記事「判批」判タ1501号202頁（2022）

である。⁽⁴⁾したがって、本稿で本判決を検討するにあたっては、主としてこの点に特に焦点を当てて検討を試みる。

3 本判決の判断構造

(1) 全体構造

本判決は、まず、本件投稿が、VTuberの本人（中の人）であるXに対する行為であることを認定している。次に、本件投稿について、社会通念上許される限度を超えるものであるとして、Xの人格的利益の侵害を認めている。このように、本判決の判断構造は、①本件投稿がVTuberのアバター（キャラクター）に対するものとどまらず、本人（中の人）にまで及んでいるかどうかを検討してこれを認めたとえ、②本件投稿が社会通念上許容される限度を超えるもので否かを検討し、権利侵害を肯定している。本判決は、本件投稿がVTuberの「中の人」たるXに向けられたものであることを認定した上で、その内容が侵害といえるものである判断するというプロセスが明確になっているのである。⁽⁵⁾なお、これらの判断における要素が重なり合う可能性については、後述する。

(2) 本人（中の人）に対する行為であるか否かについて

本判決が、本件投稿をXに対する行為であると認定した要素は、次の2つであると考えられる。

1つ目は、Xが架空キャラクターのアバターである「X 1'」の名称で表現活動を行っているという点である。本判決は、『「X 1'」の言動は、原告自身の個性を活かし、原告の体験や経験をも反映したものになっており、原告が『X 1'』という名称で

表現行為を行っているといえる実態」]、「原告は、『X 1'』の名称を用いて、アバターの表象をいわば衣装のようにまとって、動画配信などの活動を行っているといえる」とし、Xが、架空キャラクターのアバターである「X 1'」の本人（中の人）であり、当該アバターを通じて表現活動を行っていることを認定している。本判決が、「原告自身の個性を活かし」ていること及び「原告の体験や経験をも反映したものになって」いることを認定していることから、本判決は、架空キャラクターのアバターとしての活動が、VTuber本人（中の人）の表現活動といえるかどうかの判断にあたって、当該アバターの活動に生身の人間の個性、体験及び経験等が見てとれるかどうかという点を重視しているものと思われる。

2つ目は、本件投稿が、架空キャラクターのアバターである「X 1'」ではなく、同アバターを通じて表現活動をする者に向けられたものであるという点である。本判決は、本件投稿の内容や経緯等を踏まえて、「本件投稿は、『X 1'』の名称で活動する者に向けられたものであると認められる。」とし、本件投稿が、架空キャラクターのアバターにとどまらず、本人（中の人）に向けられたものであることを認定している。本判決は、まず「本件投稿がされたスレッドのタイトルは、『【バーチャルYouTuber】X 1' #95【B】』であり、同スレッドは、X 1'についての話題を投稿するために設けられたものである。」旨認定しており、本件投稿がなされたスレッドのタイトル、すなわち当該投稿がどのような話題、トピックの中で行われたのかどうかを認定して

(4) この問題点について、原田伸一郎・前掲注(1) 2頁は、「侵害帰属」とし、侵害帰属について「VTuberに対する誹謗中傷を、アバターの背後にいる『中の人』に対する侵害と認定することができるか否かという点を指す。侵害が『中の人』の人格にまで及んでいると解することができれば、『中の人』の人格権を以て対抗できる。一方、侵害があくまでCGアバターとして表象されるキャラクターに向けられたもので、『中の人』の人格には及んでいないとすれば、それはあくまでキャラクターの価値（評判、イメージなど）を損ない得るにとどまる。比喩的にいえば誹謗中傷等の攻撃が、キャラクターを“貫通”して、『中の人』にまで届いているかどうかという問題である。これは、現今VTuberに対する誹謗中傷を論じる上で、最重要の論点に位置づけられよう。」とする。

(5) 原田伸一郎・前掲注(1) 3頁

いる。次に、本判決は、X 1'が「体調不良で休養する旨のツイートをした後、ツイッターへの投稿を一時的に中止した」、上記スレッドに「『もうとくに体調は戻ってるんじゃない？ 一度配信から離れなくなったんだろー リツイートしてるのは俺らへの義理だと思うぜ』との投稿がされ」たこと等の事実を認定しているところ、こうした体調やツイートというのは、生身の人間の言動であることを前提としていると評価できる。そして、生身の人間の言動があることを前提に、本件投稿がなされたこと及び本件投稿の内容である本件記事（「仕方ねえよバカ女なんだから 母親がいないせいで精神が未熟なんだろ」）という経緯を認定している。本件投稿自体、女性であることや母親のことについて言及していることから、生身の人間であることを前提とした内容になっていることに加えて、本件投稿に至るまでの経緯を認定しているものである。

このような2つの要素を踏まえて、本判決は、本件投稿が、本人（中の人）であるXに対する行為であると推認しているものと考えられる。

(3) 名誉感情の侵害について

本判決は、「仕方ねえよバカ女なんだから 母親がいないせいで精神が未熟なんだろ」との本件投稿につき、結論として、「社会通念上許される限度を超える」とする。同結論に至る過程において、本件投稿が、不満や愚痴にとどまらない旨認定している。また、本件投稿の個々の文言に着目して分断するのではなく、一体として捉えて、その表現が「見下すようなもの」であること及び「生育環境に問題があるかのような指摘までしている」ことを認定している。したがって、本判決は、本件投稿がXの名誉感情を侵害するか否かについて、不満や愚痴の範囲にはおさまらないこと並びに本件投稿を一体として捉えと、表現が見下すようなものであること及びXの育成環境にまで言及しているという各要素を重視しているものと考えられる。

4 本判決の判断構造を踏まえた検討－本人（中の人）に対する行為該当性

(1) 2つの要素の関係について

本判決が、本件投稿をX本人（中の人）に対する行為であると認定した過程は前述のとおりであるところ、そこで重視された要素は、①Xが架空キャラクターのアバターで（衣装のようにまっとて）表現活動をしていること、及び②本件投稿が本人（中の人）に向けられたものであるという2つの要素である。もっとも、本判決では、これら2つの要素がどのような関係にあるのか、必須の要素であるのか及びいずれか一方が欠けても良いのか等については判然としない。

この点について参考になる裁判例として、東京地判令和3年4月26日LEX/DB25589610（以下「令和3年判決」という。）が挙げられる。令和3年判決は、インターネット上のサイトにおける投稿により権利を侵害されたとする原告（VTuber）が、当該投稿をした者に対する損害賠償請求権の行使のために、当該投稿に係る経由プロバイダである被告に対し、当該投稿に係る発信者情報の開示を求めた事案である。令和3年判決は、当該投稿が、原告の権利を侵害することが明らかであるといえるとして、原告の請求を認容しているところ、当該投稿が原告に対する行為であると認定するにあたって、次のように判示している。

「(1)原告が所属する芸能プロダクションであるホロライブプロダクションには多数のVTuberがタレントとして所属しているところ、その中で『C』として活動しているのは原告のみであり、また、上記プロダクションがVTuberのキャラクターを製作する際には、当該キャラクターとして活動する予定のタレントとの間で協議を行った上で、当該タレントの個性を活かすキャラクターを製作していることが認められる」。「以上のような事情に加えて、『C』の動画配信における音声は原告の肉声であり、CGキャラクターの動きについてもモーションキャプ

チャーによる原告の動きを反映したものであること…『C』としての動画配信やSNS上での発信は、キャラクターとしての設定を踏まえた架空の内容ではなく、キャラクターを演じている人間の現実の生活における出来事等を内容とするものであること…も考慮すると、VTuber「C」の活動は、単なるCGキャラクターではなく、原告の人格を反映したものであるというべきである。」「(2)本件各投稿は、『○○○○○○○○○○●』（●は絵文字）というタイトルのスレッドに投稿されたものであり、いずれの投稿も『▲▲▲』との記載を含むものであるから、これらは、ホロライブプロダクションに所属するVTuber「C」について述べたものであると認められる。そして、本件各投稿の内容は、いずれも原告が「C」としてインターネット上で配信した飲食店で提供された食事を食べきれずに残したというエピソード…について批判的な意見を述べるものであるから、前記(1)の事情も踏まえ、一般閲覧者の普通の注意と読み方を基準とすると、本件各投稿は、いずれも「C」としての配信に反映された原告自身の行動を批判するものであると認めるのが相当である。」

令和3年判決は、結論として、投稿の内容が「『C』としての配信に反映された原告自身の行動を批判するものである」とし、本人（中の人）に対する行為であることを認定している。その判断構造の骨子は、次のように整理できる。すなわち、①VTuber「C」の活動は単なるCGキャラクターではなく原告の人格を反映したものであるところ、②対象となる投稿の内容が原告のVTuber「C」として配信したエピソード（＝原告の人格を反映したVTuber「C」としてのエピソード）に対して批判的な意見を述べるものであるから、③対象となる投稿は、「C」としての配信に反映された原告自身の行動を批判するものであると評価できるという構造である。そうすると、令和3年判決における「VTuber『C』の活動は単なるCGキャラクターではなく原告の人格を反映したものである」という要

素は、対象となる投稿の内容（原告のVTuber「C」として配信したエピソードに対する批判的な意見）と、原告本人に向けられたものという評価を繋ぐ役割を果たしていると考えられる。つまり、形式的にはVTuber「C」の活動に対する批判であったとしても、VTuber「C」の活動には、原告の人格が反映されていることから、その批判は原告自身への批判と評価できるというものである。

令和3年判決を踏まえると、投稿の内容が、令和3年判決のようにVTuberの活動に対して向けられたものである場合、同活動に本人（中の人）の人格が反映されているかどうかは、当該本人に向けられた行為かどうかを根拠づける重要な事実となり、権利侵害を肯定するには必須又はこれに近い要素になると考えられる。

他方で、本判決では、投稿の内容や経緯等からして、当該投稿がVTuberの活動に対してではなく、本人（中の人）に向けられたものと評価されている。本判決では、「本件投稿がされたスレッドのタイトルは、『【バーチャルYouTuber】X1＇#95【B】』であり、同スレッドは、X1＇についての話題を投稿するために設けられたものである。そして、X1＇は、令和3年5月17日、体調不良で休養する旨のツイートをした後、ツイッターへの投稿を一時的に中止したところ、同月19日、上記スレッドに『もうとっくに体調は戻ってるんじゃない？一度配信から離れたくなったんだろー リツイートしてるのは俺らへの義理だと思っぜ』との投稿がされ（レス番号871）、これを受け、『いやマジでリツイート出来る余裕あるなら近況報告くらいツイートしろや、なに捻くれてんねん。一連の行動が避難（注：非難の誤記と思われる。）を受けたのは身錆だろ課金してる連中に申し訳無い気持ちねーの？』との投稿がされ（レス番号873）、この投稿に対し、本件投稿、すなわち、『仕方ねえよバカ女なんだから母親がいないせいで精神が未熟なんだろ』との投稿（レス番号874）がされ」たとの認定をして、「本件

投稿、すなわち、『仕方ねえよバカ女なんだから母親がいないせいで精神が未熟なんだろ』との投稿（レス番号874）がされたという経緯をも踏まえれば、本件投稿は、『X 1』の名称で活動する者に向けられたものであると認められる。」との判断がなされている。同判示からしても、本件投稿がVTuberとしての活動に向けられたとの認定はなく、むしろ、「X 1」として活動している、生身の人間である本人（中の人）の体調、ツイート及び配信等への言及並びに本件投稿への評価がなされていることから、本件投稿に至る経緯及び内容等からのみで、本件投稿が本人（中の人）に向けられたものであるとの評価が十分可能であった事案であり、仮に、本判決の事案において、Xが架空キャラクターのアバターで（衣装のようにまとして）表現活動をしているとの要素がなかったとしても、結論は異ならなかったように思われる。そうすると、同要素は、本判決においては、本件投稿が本人（中の人）に向けられたものであることを補強したり、表面上はX 1'に向けられたものという形式的な面をより実質を伴わないもの（＝Xの権利侵害を否定する要素にならない。）と位置づけられるのではないかと考えられる。そうだとすると、本判決において、本件投稿をX本人（中の人）に対する行為であると認定した過程において重要なのは、Xが架空キャラクターのアバターで（衣装のようにまとして）表現活動をしているという要素よりも、本件投稿が本人（中の人）に向けられたものであるという要素（及びこれを基礎づける事実）であると考えられる。

以上のような本判決及び令和3年判決の比較によれば、VTuberの活動に本人（中の人）の人格が反映されているかどうか（本判決でいえばXが架空キャラクターのアバターで（衣装のようにまとして）表現活動をしていること）が重要になるのは、令和3年判決のような事案であると考えられる。すなわち、投稿や批判の内容がVTuberの活動に向けられたものである場合において、当該投稿や批判

が、架空キャラクターではなく、VTuber本人（中の人）に対するものといえるかどうかを分ける重要な要素になると考えられる。他方で、本判決のように、本件投稿の内容自体から、VTuber本人（中の人）に向けられたものと評価しうる場合には、仮に、VTuberの活動に本人（中の人）の人格が反映されているとの要素がなくとも、名誉感情の侵害を肯定する余地はあるものと思われる。

したがって、本判決では、①Xが架空キャラクターのアバターで（衣装のようにまとして）表現活動をしていること、及び②本件投稿が本人（中の人）に向けられたものであるという2つの要素のうち、後者が重要な要素であると考えられる。ただし、前者については、令和3年判決のように、投稿や批判の内容次第で、重要な要素になるものと思われる。

(2) VTuberの活動に本人（中の人）の人格が反映されていることについて

本判決で認定されたXのような生身の人間が架空キャラクターのアバターで（衣装のようにまとして）表現活動をしているという要素は、前述のとおり、本判決では結論に対する寄与は大きいものではないと考えられる。もっとも、「原告が『X 1』という名称で表現行為を行っているといえる実態にある。」と認定した根拠となる事実については、今後の参考になると思われるため、検討を加える。

本判決において、Xが架空キャラクターのアバターで（衣装のようにまとして）表現活動をしているという事実を導くために考慮された要素は、個性を生かした表現活動であること及び体験や経験を反映した表現活動という点である。

これに対し、例えば、VTuberとしての活動が、あくまでもイラストやCGを元にした2Dあるいは3Dモデルによって表現された架空のキャラクターとしての設定のもとでの活動にすぎず、本人（中の人）の個性、体験又は経験等とは無関係であるとした場合、架空キャラクターのアバターの活動に、本

人（中の人）の人格が反映されておらず、本人（中の人）の表現活動と評価されない可能性がある。

この点、令和3年判決は、次のような要素を取り上げ、VTuberとしての活動が単なるキャラクターではなく、原告の人格を反映したものであることを認定している。すなわち、「動画配信における音声は原告の肉声であること」、「CGキャラクターの動きがモーションキャプチャーによる原告の動きを反映したものであること」及び「動画配信やSNS上での発信が、キャラクターとしての設定を踏まえた架空の内容ではなく、キャラクターを演じている人間の現実の生活における出来事等を内容とするものであること」等が考慮されていた。

本判決及び令和3年判決も踏まえれば、VTuberとしての活動が単なるキャラクターではなく、本人（中の人）の人格を反映したものであると認められるかどうかは、当該表現活動に、本人（中の人）の特徴（声や動き）が現れているかどうか、本人（中の人）の個性が生かされているかどうか及び本人（中の人）の体験や経験が反映されているかどうか等を考慮の上、生身の人間の表現活動といえるかどうか（アバターを衣装のようにまとうて表現活動をしているといえるかどうか）によるものと考えられる。⁽⁶⁾

(3) 本件投稿が本人（中の人）に向けられたものであるという要素について

(1)で検討した2つの要素の関係性等を踏まえると、大まかには、まず、誹謗中傷の内容が、架空のキャラクターに対するものとどまるのか、それを超えて、本人（中の人）を対象にしているものなのかどうかという形で考慮されるものと考えられる。同種の例でいえば、悪役を演じた役者に対し、演技力等に向けられた誹謗中傷であれば本人に対するものと考えられる一方で、役やキャラクター自体を非

難するものであれば、本人ではなく役やキャラクターに対するものと思われる。

次に、誹謗中傷の内容が、架空のキャラクターに向けられたものであったとしても、同キャラクターの活動等に、本人（中の人）の人格が反映されているといえる場合には、当該誹謗中傷は、本人（中の人）の人格への誹謗中傷、すなわち本人（中の人）に向けられた行為と評価できる可能性があると考えられる。

ただし、VTuberの場合には、自身の表現活動として行っている場合もあれば、キャラクターとしての設定として活動する場合もあるため、どのようなタイプのVTuberに対するどのような誹謗中傷の内容なのかにより、誹謗中傷が本人（中の人）に向けられたものであるかどうかを認定する要素は、若干違いが生ずるものと考えられる。

(4) VTuberの類型化を踏まえた検討について

VTuberについては、本人（中の人）とアバターの対応関係として、1人の本人が、1つ架空キャラクターのアバターを利用する場合、1人の本人が、同時に複数の架空キャラクターのアバターを利用する場合及び複数の本人が1つの架空キャラクターのアバターを利用する場合等が想定される。⁽⁷⁾

また、学説においては、あえて単純に二極化して捉えるという前提で、①あくまで生身の人間（YouTuber）がキャラクター・アバターの表象をまとうて／借りて動画配信をおこなっているタイプと、②キャラクターこそがVTuberの本体であって、生身の人間がその背後にいてキャラクターを操作しているわけではない（いわゆる「中の人」はいない）という設定を遵守するタイプに分け、①を「パーソン型VTuber」、②を「キャラクター型VTuber」とし、中間に様々なVTuberが存在することを前提としつつも、個々のVTuberがパーソン

(6) 原田伸一郎・前掲注(1)3頁は、本判決において、東京地判令和3年4月26日（LEX/DB25589610）の「趣旨が踏襲されて」いるとする。

(7) 原田伸一郎・前掲注(1)4頁

とキャラクターのいずれに準拠する性質が強いかを事実認定した上で、妥当な法理論を適用していくことになるとするものがある。⁽⁸⁾

上記本人（中の人）とアバターの対応関係、学説におけるVTuberの分類等を踏まえたVTuberの法理論的な分析は、さらなる検討を要する事項であると考えられる。⁽⁹⁾

5 本判決の判断構造を踏まえた検討－名誉感情に対する侵害

(1) 名誉感情について

名誉感情とは、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価であり、民法723条の「名誉」⁽¹⁰⁾には、名誉感情は含まれないものと解されている。また、判例（最判平成22年4月13日民集64巻3号758頁、以下「平成22年判例」という。）⁽¹¹⁾には、表現行為の中には、社会的評価を低下させるものではなく、名誉感情を侵害するにとどまる旨判示するものもある。なお、学説には、名誉感情を人格の尊厳⁽¹²⁾に由来する感情であるとするものもある。

(2) 名誉感情侵害の判断基準

平成22年判例は、「なにこのまともなスレ気違いはどうみてもA学長」との投稿をした者にインターネット接続サービスを提供した被上告人に対する発信者情報開示請求等がなされた事案である。平成22年判例は、「本件書き込みは、その文言からすると、本件スレッドにおける議論はまともなものであって、異常な行動をしているのはどのように判断しても被上告人であるとの意見ない感想を、異常な行動をする者を『気違い』という表現を用いて表し、

記述したものと解される。このような記述は、『気違い』といった侮辱的な表現を含むとはいえ、被上告人の人格的価値に関し、具体的事実を摘示してその社会的評価を低下させるものではなく、被上告人の名誉感情を侵害するにとどまるものであって、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて被上告人の人格的利益の侵害が認められ得るにすぎない。」旨判示している。同判示によれば、名誉感情に対する侵害は、人格的価値について有する主観的な評価に対する侵害であって、そのみでは名誉毀損とまではいえず、それが社会通念上許される限度を超えた侮辱行為である場合に、人格権ないし法的保護に値する人格的利益を侵害するものといえる。⁽¹³⁾

なお、平成22年判例以前の裁判例であるが、札幌地判平成14年6月27日（LEX/DB文献番号28072130）は、名誉感情の侵害について「名誉感情とは、個人の人格的価値の評価、感情であるから、その侵害があったかどうかは、個人の持つ心情や意識によって異なり、個人の受け止め方によって左右される。したがって、主観的に名誉感情を侵害されたというだけで不法行為による保護を与えることは相当でない。名誉感情侵害による不法行為が認められるためには、当該行為が、社会通念上許される限度を超え、一般的に他者の名誉感情を侵害するに足りると認められる場合でなければならない。その判断に当たっては、侵害されたと主張する者の主観的な事情だけではなく、行為者がした表示の内容、表現、態様等の具体的事情、侵害されたと主張する者

(8) 原田伸一郎・前掲注(2)54～56頁

(9) 原田伸一郎・前掲注(1)4頁は、「本判決を基礎に、そうした応用例についても理論を深化させていく必要があるだろう。」とする。

(10) 最判昭和45年12月18日民集24巻13号2151頁

(11) 平成22年判例の評釈として、和田真一「判批」民商法雑誌143巻4・5号461頁、古田利雄「判批」別冊判例タイムズNo.32（平成22年度主要民事判例解説）154頁、河上正二「判批」ジュリスト1420号（平成22年度重要判例解説）113頁、加賀山茂「判批」私法判例リマックス2011〈下〉58頁等がある。

(12) 四宮和夫『不法行為 事務管理・不当利得・不法行為 中巻』（青林書院、1983年）398頁。

(13) 四宮和夫「判批」法協89巻9号190頁、前掲注(8)・397頁、幾代通＝徳本伸一『不法行為法』（有斐閣、1993）89頁等。最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁参照。

の客観的な事情も総合して検討されるべきである。」旨判示している。

名誉感情は、人が人格的価値について有する主観的な評価であるため、本来、これが侵害されたかどうかには個人差が生じ得るものであるところ、名誉感情の侵害が主観的に判断されると、同じ表現行為でも、その対象者によって権利侵害・違法性の有無が異なることとなり、こうした帰結は表現の自由に対する萎縮効果をもたらすおそれがあるため、名誉感情の侵害の有無については、客観的な判断、すなわち、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められるかどうかにより判断すべきである⁽¹⁴⁾と考えられる。

また、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められるかどうかの判断における主要な考慮要素としては、①文言それ自体の侮辱性の程度、②根拠が示されていない単なる意見ないし感想、③投稿に含まれている対象者を侮辱する文言の数、④投稿数、⑤投稿の経緯及び⑥表現の具体性・意味内容の明確性が挙げられる⁽¹⁵⁾。

本判決においても、「本件投稿による侮辱により名誉感情を侵害されたのは原告であり、当該侮辱は社会通念上許される限度を超えるものであると認められるから、これにより、原告の人格的利益が侵害されたというべきである。」と判示されていることから、基本的には同一の判断枠組みによって判断されているものと考えられる。

(3) VTuberであることの特殊性

VTuberがおこなう動画配信においては、当該配信を視聴しつつ、意見や感想を書き込み、VTuberがこれに対し反応するということが行われ、そこでは、好意を込めてあえて皮肉を言うなどのコミュニケーションもあるため、名誉感情を侵害するほどの

誹謗中傷なのか、当該コミュニケーションの一環なのかどうか⁽¹⁶⁾が不明確であるという問題がある。

こうした特殊性があるなか、検討すべきは、どのような要素が名誉感情に対する侵害にあたって重視され、好意を込めた皮肉やいわゆる「いじり」を超えて侮辱行為になるかどうかという点である。言い換えれば、侮辱行為とコミュニケーションの境界を分かつと考えられる重要な事実⁽¹⁶⁾は、どのような事実であるのかという点である。

令和3年判決は、VTuberの本人（中の人）である原告の生育環境と結びつけて批判するインターネット掲示板への投稿について、名誉感情に対する侵害と認めている。すなわち、同裁判例は、生育環境が原告本人（中の人）の実際のものであって、架空のキャラクターのものではないとの認定のもと、「あえて生育環境と結びつけてまで原告を批判する本件各投稿は、単なるマナー違反等を批判する内容とは異なり、社会通念上許される限度を超えて原告を侮辱するものとして、その名誉感情を侵害することが明らかというべきである」と判示している。このような判示からすると、架空のキャラクターではなく、生身の人間である本人（中の人）の生育環境と結びつけるような批判は、社会通念上許される限度を超えた侮辱と評価されうる要素の1つになると考えられる。

他方で、東京地判令和3年6月8日（LEX/DB文献番号25601016）は、VTuberに対する「成金」「品がない」といったインターネット掲示板への投稿を、「中の人」たる「原告個人の具体的なエピソードや家庭環境などをもととしているものとも解されない」として、権利侵害を否定している。

これらの裁判例からすると、記事の投稿がVTuber本人（中の人）に対する行為であるという

(14) 公益社団法人 商事法務研究会「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会 取りまとめ」(2022) 21頁 <https://www.shojihomu.or.jp/public/library/728/report202205.pdf>

(15) 公益社団法人 商事法務研究会・前掲注(14)21～23頁

(16) 原田伸一郎・前掲注(1) 3～4頁

認定のもと、当該本人の生育環境、家庭環境及び具体的なエピソードなどのように生身の人間に関する事実関係を踏まえた記事は、名誉感情に対する侵害になりうるものと考えられる。

架空キャラクターのアバターの活動に本人（中の人）の人格が反映され、同人の表現活動といえるかどうかに関すると述べたとおり、これを肯定する要素として、当該表現活動に、本人（中の人）の特徴（声や動き）が現れていること、本人（中の人）個性が生かされているかこと及び本人（中の人）の体験や経験が反映されていること等が挙げられる。これらが肯定されることは、架空キャラクターのアバターとしての活動の中に、生身の人間としての表現活動の要素があることを意味すると考えられる。社会通念上許容限度を超えた侮辱行為かどうかについても、VTuber本人（中の人）である生身の人間に関する生育環境、家庭環境及びエピソードが考慮されていることからすると、架空キャラクターのアバターと本人（中の人）に対する行為であるかどうかという判断（特に活動に本人（中の人）の人格が反映されているかどうかに関する判断）と、名誉感情に対する侵害が認められるかどうかという判断は、一定程度重なるものと考えられる。例えば、生育環境等というのは、言い換えれば、本人（中の人）の経験ともいえることから、こうした事情が表現活動に反映されつつ、これを批判する侮辱行為として名誉感情に対する侵害が肯定されることも想定されるものと思われる。

このように考えていくと、本判決の判断構造で検討した2つの事項（まず、本件投稿が、VTuberの本人（中の人）に対する行為であることを認定し、次に、本件投稿について、社会通念上許される限度を超えるものであるとして、Xの人格の利益の侵害を認める。）に関する判断において基礎となる事実

れる。

6 今後の検討課題

(1) 本稿では、VTuber本人（中の人）の名誉感情に対する侵害として、本判決の検討を行った。令和3年判決との比較検討を通じ、本判決及び令和3年判決で異なった投稿や批判の内容自体の相違点から、本判決で、X本人に対する行為であると認定する2つの要素の軽重を明らかにしつつ、その位置づけや関係性等を明らかにすることを試みた。同種事例を比較検討することにより、さらに判断の構造や重要な要素等の検討を行いたい。

また、VTuber本人（中の人）に対する行為であること及び当該行為が権利侵害に該当することいずれの判断においても、生身の人間に関する事実関係が重視され、重なり合いが認められるとも考えられる。VTuberに対する誹謗中傷等の問題が多数生じている現在、VTuberという特殊性を踏まえつつ、生身の人間に関する事実関係のより詳細な内容や重視されるべき事項等について、さらに検討を重ねたい。

(2) 現在、VTuberに関する法理論的な検討は必ずしも十分ではないが⁽¹⁷⁾、今後は、法理論的な検討を踏まえた権利侵害の問題等に関しても検討を試みたい。

VTuberに関する法理論的な検討及び権利侵害の問題等の検討にあたっては、同種の問題のある事例との比較が有用であると思われる。例えば、インターネット上では、匿名のハンドルネームを用いた投稿が広く行われているところ、こうしたハンドルネーム使用者に対する誹謗中傷の投稿があった場合において、ハンドルネームを使用している実在する人間の権利侵害が肯定されるかという問題がある。この点に関して、当該投稿を見た読者において、そのハンドルネームを使用している人物を特定できる場合や、特定ができなくとも芸名などのようにハン

(17) 匿名記事・前掲注(3)202頁

ドルネームを用いて社会的活動を行っている場合には名誉毀損やプライバシー侵害が肯定され、こうした特定等がなくとも名誉感情侵害は肯定されると解されている。⁽¹⁸⁾ここでは、VTuber本人（中の人）に対する行為であるかどうかという問題とは異なり、読者側での特定性が問題とされている。VTuberが、架空キャラクターのアバター用いているのに対し、ハンドルネームは称呼の問題であること等により違いが生じているのではないかと考えているが、比較検討を試みたい。

また、本判決で特に問題となった誹謗中傷がVTuber本人（中の人）に対する行為といえるかどうかという点については、俳優が作品において悪役を演じ、その役に対して非難がなされた場合、俳優本人への非難と同視することができるのかという問題（役と本人への非難を区別できるのかという問題）及びアニメのキャラクターの音声を担当する声優が演じた役柄に対する誹謗中傷がなされた場合に、声優への誹謗中傷といえるのかという問題（キャラクターと本人への誹謗中傷を区別できるのかという問題）と同種の問題を含んでいると考えられる。⁽¹⁹⁾誹謗中傷の内容が、役者としての演技力等に向けられたものであれば本人に対するものと考えられる一方で、役やキャラクター自体を非難するものであれば、本人ではなく役やキャラクターに対するものと考えられる。役やキャラクターに向けられたものである場合、その役やキャラクターを考案した者に対する誹謗中傷と評価できる余地もあるかもしれない。

さらに、VTuber本人（中の人）の権利侵害が否定された場合であっても（本人に対する権利侵害は生じないとしても）、VTuber本人（中の人）とは切り離された架空キャラクター自体の権利侵害というものが考えられるのか否かといった問題点も考えられる。

以上のような点については、同種事例との比較検討及び考察が有用であると考えられるので、今後の検討課題としたい。

以上

(18) 公益社団法人 商事法務研究会・前掲注(14)65～66頁

(19) 原田伸一郎・前掲注(2)56頁参照